

FACTORING 取引契約書

年 月 日

甲

住所

氏名

印

連帯保証人

住所

氏名

印

乙

住所 大阪府中央区南久宝寺町3-2-7 第一住建南久宝寺町ビル102

氏名 アジア貿易株式会社

_____ (以下甲という) とアジア貿易株式会社 (以下乙という) とは下記の規定により FACTORING 取引を行うことを契約する。この契約の成立を証するため、本書 (日本語、韓国語) 2通を作成し、甲乙各一通を保有することとする。

第1条 (定義)

本契約において「FACTORING」とは取引先 (日本の会社・事業者) 信用調査、債権管理回収、信用の危険負担、および債権の期日前資金化ならびにこれらに付随する事務の総合引き受けをいう。

第2条 (本契約の目的及び対象となる債権の範囲)

- (1) 乙は本契約の定めるところにより、甲のために FACTORING の全部または一部を行う。
- (2) 本契約の売掛債権は甲が営業上の取引を原因として取得したものに限り、

第3条 (売掛債権の譲渡)

- (1) 乙に FACTORING を依頼する売掛債権は債務者 (日本の会社・事業者) の承諾を必要としない。

- (2) 甲は本契約に基づく FACTORING を依頼する売掛債権の譲渡書（別紙）を乙に提出する。
- (3) 売掛債権に対する FACTORING は 1 年契約とするが、必要とされる請求書（月）を選択することができる。また、利用頻度（回数）及び請求書金額に対する FACTORING 取引割合は甲が決定する。

第 4 条（売掛債権支払時期と手続き）

- (1) 取引先（日本の会社、事業者）との商品売買契約完了後、通関、乙による請求書の発行後 3 営業日以内に支払を実施する。
- (2) 取引先との契約による実際の債権回収時期は 3 ヶ月未満に限った取引のみとする。

第 5 条（償還請求権）

乙は甲の債務者から売掛債権に支障もしくは不払いがあっても、それら債権を甲に請求しない。

第 6 条（手数料）

手数料は請求書金額（円貨）の 4 % とする。
100 円未満は切り捨てし計算する。

第 7 条（清算金）

甲が取引する日本の会社、事業者との契約において請求書発行後、不良品その他の事情で乙の請求する請求金額に変更が生じた場合はその変更後の金額を以下の方法にて清算する。

- (1) 甲から乙への現金（海外送金含む）清算金を振り込む。
当初の日本の会社、事業者からの請求金額が増額された場合は乙から甲へ同様の措置を講じる。
- (2) 次月に繰り越す場合は次月の甲に対する FACTORING 金額から清算金を調整する。

第 8 条（債務者に対する報告義務）

甲は乙に譲渡した売掛債権の債務者（日本の会社、事業者）が支払い停止になるか、その業状に重大な変化を生じたことを知った時は、速やかに乙に報告する。

第 9 条（届出事項）

甲の名称、商号、代表者、住所、その他契約事項、届出事項に変更があった場合は甲は書面により乙に届け出る。

第10条（契約期間）

- （1）本契約の取引期間は1年とし期間満了前3ヶ月までに当事者のいずれが一方より何らかの意思表示がない限り、自動的に更に1年更新され、以後もこの例による。
- （2）第2条第2項、第8条の事由が生じた場合乙はこの契約を解除することができる。
- （3）甲から譲渡された売掛債権の債務者が倒産、もしくは事業停止状況になった場合乙はそれら状況を確認後本契約を解除することができる。

第11条（合意管轄）

この契約に基づく諸取引に関して訴訟の必要が生じた場合は、甲は乙の本社の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

第12条（別途協議）

本契約に定めのない事項が生じた場合は、その都度相互に協議し決定する。

売掛債権譲渡書

年 月 日

アジア貿易株式会社 殿

FACTORING 取引契約書に基づき以下の売掛債権を譲渡します。

- ・ 売掛先

住所

社名

- ・ 金額

譲渡者

- ・ 氏名

- ・ 押印もしくはサイン

売掛債権譲渡承諾書

年 月 日

様

年 月 日付譲渡書に対し以下の内容を承諾する。

取引先

氏名

住所

譲渡金額

アジア貿易株式会社

印